

伊勢市電子入札・物品調達システム運用基準

1 趣旨

この運用基準は、伊勢市（伊勢市上下水道部を含む。以下同じ。）が発注する要件付一般競争入札及び自由参加型見積合わせ（以下「オープンビッド」という。）の案件において、伊勢市契約規則第8条の2に規定する電子入札の方法について必要な事項を定めるものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来通りの規定によるものとします。

2 利用にあたって

(1) 電子証明書（認証CD）について

本システムを利用するには、伊勢市が発行する電子証明書が必要です。

この電子証明書は、伊勢市の契約において契約の相手方となる者ごとに取得する必要があります（支店・営業所が契約の相手方として本社から委任されている場合は、その支店・営業所で取得してください。）。

(2) 認証CDの管理について

認証CDの交付を受けた者は自己の責任の下に認証CDを厳正に管理し、他人にこれを開示したり、使用させたりしてはいけません。

(3) 本システムのID等について

本システムへの参加や入札に関する情報を取得する場合には、業者IDとパスワードが必要になります。

業者ID及びパスワードは、伊勢市から通知されます。

なお、忘れた場合は、書面により本人を確認した上で、再通知するものとします。

3 入札案件のお知らせ

(1) 案件について

全ての入札案件は、本システムで案内します。電子入札・紙入札かは、本システムの中に表示します。

(2) 登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があり入札手続きを継続できない場合は、その案件を中止し、再度公告等を行います。

なお、軽微な変更の場合は、電子メール等により変更のあった旨を通知します。

4 システム障害時の対応

(1) 本システム側の障害の場合

入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生した場合は、入札の延期、紙入札への移行等必要な処置を講じます。その場合は、伊勢市ホームページ等で入札参加者に連絡します。

また、天災、広域的な停電、通信事業者の原因によるネットワーク障害、その他

やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札による入開札に参加できないことが判明した場合も同様とします。

(2) 応札者側の障害の場合

応札者のネットワーク、パソコンの障害により入開札に参加できない場合は、管財契約課で設置する端末機を使用してください。これらの障害等を想定し、予め時間に余裕を持った入札書の送信をお願いします。

5 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようウィルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策をしなければなりません。

ウィルス対策用のアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用し、ウィルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された関係書類等がウィルスに感染していることが判明した場合は、伊勢市は直ちに作業を中止し、当該関係書類等を提出した入札参加業者に対応を指示します。

6 入札書等の提出について

(1) 入札書の提出について

電子入札案件における入札書の提出は、本システムでの提出となります。紙による入札書の提出は認めません。

(2) 入札参加申請書の提出について

入札参加申請は、定められた受付締切日時までに本システムを利用し入札参加申請書を送信してください（オープンビッドは除く。）。

(3) 必要書類の提出について

工事内訳書等の提出を必要とする案件については、公告の中で提出が必要な書類の種類、提出時期及び提出方法等を指定しますので、それにより提出をしてください。

(4) 認証CDが破損等で使用不可となった場合の対応

認証CDが破損等で使用不可となった場合は、認証CDの再発行が可能です。なお、認証CDの作成には2週間程度の期間がかかります。

(5) 重複送信について

ネットワークなどの障害により、入札書を重複して送信した場合は、最初に本システムに到着したものを有効とします。

7 開札について

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に、原則として公開により行うものとします（オープンビッドは除く。）。

ただし、公正な入札事務の執行が阻害されるおそれがあるとき、又は入札立会い

を希望するものが多数のときは、必要な限度において、公開を制限することがあります。

(2) くじの実施

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(3) 開札の延期

談合情報等で開札を延期する場合は、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等により、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

(4) 開札の中止

談合情報等により開札を中止する場合は、入札書を開封せずに、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等で開札を中止する旨を通知します。

(5) 入札書未提出等の扱い

入札書提出の締切日時までに入札書が本システムに未到着の参加者は辞退したものとみなします。

(6) 締切日時について

入札参加申請書や入札書の締切時刻は、本システムで使用している時刻によるものとします。

(7) 入札書提出後の辞退、無効処理等

一度提出した入札書の撤回、訂正等はありません。

ただし、本システムで入札書を提出した後、その開札日の前日 17 時までに入札参加者が入札辞退届（書面）により辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとします。

当該業者の入札書の無効処理は、発注者の権限で行います。

開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認められません。

(8) 落札の通知

落札の通知は、本システムで行います。